

会議の傍聴を希望される皆様へ

1. 会議の傍聴について

会議は、どなたでも傍聴をしていただけます。

なお、会議で秘密会と決定した場合は、傍聴できません。

2. 傍聴の手続きについて

傍聴を希望される方は、会議開催当日、会議傍聴申し込みが必要です。

(1) 受付場所 会議場前

(2) 受付方法 傍聴受付簿に、住所、氏名を記載のうえ、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。

※ 傍聴の定員は5人で先着順に受付けます。なお、受付締切は会議開始5分前とします。

3. 傍聴の際の注意事項について

(1) 傍聴ができない方

- ① 危険物を持っている方
- ② 酒気を帯びている方
- ③ 小学生以下の方（引率者があって、議長が認めた場合は入ることができます。）
- ④ ラジオ、拡声器、笛などを持っている方
- ⑤ 異様な服装をしている方
- ⑥ その他、議長において傍聴を不適当と認める方

(2) 守るべき事項

- ① 議場における言論に対して、批評を加えたり、可否を表明しないでください。
 - ② 話をしたり、歌ったり、声を出して笑ったりしないでください。
 - ③ 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用したり、張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの威力を示したりする行為をしないでください。
 - ④ 帽子、コート、えり巻の類を着用しないでください。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合を除きます。
 - ⑤ 飲食又は喫煙をしないでください。
 - ⑥ みだりに席を離れないでください。
 - ⑦ 許可なく写真撮影や録音等はしないでください。ただし、議長の許可を得た場合を除きます。
 - ⑧ 携帯電話等は、必ず電源を切ってください。
 - ⑨ その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないでください。
 - ⑩ 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- ※ 傍聴者が、以上のことに違反し、議長から、これを制止され、その命令に従わない場合は退場していただくことになります。

○ ご不明な点は、事務局（危機管理課）までお問い合わせください。